

J:COM ソーラー（PPA）GX ZEH プラン利用約款

J:COM ソーラー（PPA）GX ZEH プラン利用約款（以下、「本約款」といいます。）は、JCOM マーケティング株式会社（以下、「当社」といいます。）が住商スマートエナジー株式会社（以下、「SCSE 社」といいます。）の所有する太陽光発電設備（以下、「本件発電設備」といいます。）で発電した電気を利用した J:COM ソーラー（PPA）GX ZEH プラン（以下、「本サービス」といいます。）を提供するための条件を記載したものです。『お申込内容確定通知書』とあわせて利用契約の内容となります。なお、当社が本サービスにおいて行うべき自己の業務の全部又は一部を、SCSE 社に委託するものとします。また、本約款の用語の定義については、別紙 1 のとおりとします。

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本約款は、以下に定める各事項に係る条件を定めることを目的とします。

- (1) 当社が、本件設置場所に本件発電設備を設置して、本件電力をお客さまに対して供給するときの料金その他の供給条件
- (2) 当社が本サービスを行うため、当社がお客さまから、本件設置場所を借り受けることについての条件
- (3) 本サービス終了後に本件発電設備を SCSE 社からお客さまが無償で引き取ること、及び無償引渡し後における余剰電力に関する条件
- (4) 当社が、本契約期間中に当社の都合により、SCSE 社に契約上の地位を承継することについての条件

第 2 条（本約款の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
2. 法令等の制定もしくは改廃により、本約款を変更する必要がある場合、当社は、変更後の法令等をふまえ、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
3. 当社は、規約変更その他当社の申し出によりお客さまにとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、お客さまに対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。

第 2 章 契約の成立・内容

第 3 条（契約の成立）

1. お客さまが本サービスの利用を希望される場合は、本約款その他当社が提供する本サービスに関する事項を遵守することを承諾の上、当社所定の様式によって、申込みをしていただきます。
2. 本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、当社が前項の申し込みを承諾したときに成立します（以下、「契約成立日」といいます。）。ただし、当社の所定の契約要件を満たさない場合には、当社は申込を承諾しない場合があります。

3. 本サービスの申込み先は当社とします。なお、当社は申込受付業務を SCSE 社に委託しており、SCSE 社は当社に代わって申込みを受け付けます。
4. 本サービスの利用にあたっては、お客さまの責任と費用負担において、SCSE 社が指定する仕様を満たす蓄電池、HEMS 機器等を設置し、利用可能な状態を維持するものとします。お客さまの機器の不具合、通信環境の悪化、又は設定不備等により本サービスが利用できない場合であっても、当社及び SCSE 社は一切の責任を負いません。ただし、当社又は SCSE 社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第 4 条（契約期間・本サービスの利用期間）

1. 本契約は本契約成立日から開始し、本サービスの終了日まで有効とします。
2. 本サービスの利用期間は、連系日の属する月の翌月 1 日から開始し、サービス開始月を 1 か月目として 180 か月目の末日までとします。ただし、お客さまが当社の書面による承諾を得て住宅供給事業者等から本契約を承継し、契約上の地位承継の覚書（以下、「承継の覚書」といいます。）を締結する場合（第 20 条及び別紙 2 の場合を除きます。）は、承継の覚書に定める契約承継日の属する月の翌月 1 日を起算日として 180 か月が経過した月の末日とします。
3. 連系日は、一般送配電事業者に対する手続きを終了した後に決定され、確定した場合、お客さまに書面の交付、インターネットの利用又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
4. 前項のお知らせは、SCSE 社より行うものとします。

第 5 条（料金・支払方法）

1. 本サービスの利用料金（以下、「利用料金」といいます。）は、1 か月間の自家消費電力量に対し、料金表 I 及び『お申込内容確定通知書』に定める 1 キロワット時 (kWh) あたりの利用料金を乗じることにより算定いたします。
2. 市場価格の変動や当社の内部的要因により発電コスト等の負担額が増額した場合、料金表 I 及び『お申込内容確定通知書』に定める 1 キロワット時 (kWh) あたりの利用料金が増額になる場合があります。
3. 本件発電設備の設置工事の内容により、当社は料金表 I と異なる利用料金を設定する場合があります。その場合の利用料金は、『お申込内容確定通知書』に記載のとおりとします。
4. ひと月のサービス利用料金の算定期間は、毎月 1 日から末日までとします。
5. 料金の支払方法は、別紙 3 に定めるところによります。
6. お客さまは、当社が有する料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。また、当社は、前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定する様式により、料金を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
7. お客さまは、料金その他の債務について支払期限までにお支払いいただけない場合（当社が支払いを確認できない場合も含みます）には、支払期限の翌日からお支払いになるまで法定利率による遅延損害金が発生します。
8. 当社が定める本サービスの料金は、特に断りが無い限り全て税込表示となります。

第 6 条（自家消費電力量の計測）

1. 当社は、原則として、お客さまの自家消費電力量の算定にあたっては、本件電力会社のメーターで計測する余剰売電量と遠隔監視装置で計測する総発電量による差分計量を行います。なお、自家消費電力量の算定は、SCSE 社にて行うものとします。
2. 当社は、各月末時点で取得した計測データに基づき、当該月の自家消費電力量及び利用料金を算定するものとします。本サービス開始後、月末時点において、請求額の算定に必要なデータの全部又は一部が、遠隔監視装置等の不具合、通信障害その他の事由により欠損し、当該月の自家消費電力量を計測できない場合、当該月の自家消費電力量を170kWh とみなして、利用料金を算定します。
その後、各月末時点でデータの取得が復旧し、当該月分の利用料金の算定に必要なデータを取得できるようになった月以降は、第1項に定める方法により算定した自家消費電力量に基づき、利用料金を算定します。
なお、本項の取扱いとは月単位とし、月の途中でデータの欠損が生じ、又はデータの取得が復旧した場合であっても、日割り計算その他これに類する調整は行いません。また、本項に基づき利用料金を算定した後、計測データの取得が可能となった場合であっても、当該月について算定済みの利用料金については、変更又は遡及精算を行わないものとします
3. 計測データを取得できない原因が、当社、SCSE 社、お客さま又は第三者のいずれに起因するかを問わず、前各項の取扱いを適用するものとします。ただし、当社又は SCSE 社の故意又は重大な過失により計測データの取得不能が生じた場合はこの限りではなく、当社及び SCSE 社は、合理的な範囲で料金精算その他必要な是正措置を講じるものとします。なお、原因判定のための調査は当社又は当社の指定する者が行い、お客さまは当該調査に対し、自己の費用と責任において速やかに必要な協力を行うものとします。お客さまが正当な理由なく協力を拒み、又は妨げた場合、当社はお客さまに起因するものとみなすものとします。

第3章 設置場所の貸借

第7条（本件設置場所の貸借など）

1. お客さまは、SCSE 社に対し、本サービス期間中、当社が本件発電設備を設置し、これを利用することを目的として、本件設置場所を貸し渡すものとします。
2. お客さまは、本契約締結日から本サービス開始までの間、SCSE 社又は SCSE 社の指定する第三者が、本件発電設備を本件設置場所に設置する工事等を行い、本サービスを開始するために、無償にて本件建物及びその敷地を利用することにつき、異議なく承諾するものとします。
3. お客さまは、本サービス期間中、SCSE 社に対し、当社が本件設置場所に本件発電設備を設置することを異議なく承諾するものとします。なお、本件発電設備の所有権は SCSE 社に帰属します。
4. 当社は、SCSE 社が本件発電設備の所有権を有する旨の表示及び当社が適当と認めるその他の表示を本件発電設備に貼付することができるものとし、また、お客さまは、当社から要求があったときは、本件発電設備にこの表示を貼付します。なお、お客さまは、本件発電設備の所有権が本契約に基づき、お客さまに移転するときまで、本件発電設備に貼付されたこの表示を維持するものとします。
5. お客さまは、本条第1項に定める屋根等の貸借につき、法令の施行又は改正等により第三者に対する対抗要件制度が導入されその具備が可能となった場合、当社が直ちに当該対抗要件を具備することができるよう、申請等の手続を行うものとします。

第 8 条（利用の対価）

当社は、お客さまに対し、本サービス期間中、本件設置場所の利用の対価（以下「本利用対価」といいます。）として、料金表Ⅰ及び『お申込内容確定通知書』に記載の利用料金にて本サービスを利用する権利を提供するものとします。

第 9 条（本件発電設備の管理義務）

1. お客さまは、本件発電設備を、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. お客さまは、本件発電設備の全部又は一部に、故障、不具合その他の異常を発見した場合には、速やかに当社に通知するものとします。
3. お客さまは、リフォーム、改築その他本件建物に関して本件発電設備に影響を及ぼしうる工事を行う場合には、当社に対して工事を開始する 1 か月前までに連絡し、当社の書面による承諾を得るものとします。ただし、当社は、合理的な理由なく当該承諾を拒否しないものとします。
4. お客さまは、本件電力会社等が本件発電設備につき合理的な範囲で調査することがあること、及び、検針、電力量計の設置、修理など必要な場合に、本件電力会社等が、本件建物が所在する土地及び本件建物に立ち入ることがあることにつき、異議なく承諾するものとします。この場合、当社は、本件電力会社等からかかる立ち入りについての通知を受け次第、速やかにお客さまにその旨を通知しますが、緊急の場合は、かかる通知が行われない場合があります。
5. 前項の通知は SCSE 社より行うものとします。

第 9 条の 2（お客さまの通信機器等の維持義務）

1. お客さまは、本契約の有効期間中、HEMS 機器、分電盤に接続する機器、宅内ルーター、モデム及び宅内無線環境等（以下「顧客機器等」という）並びに本件設備の遠隔監視に必要な常時接続型のインターネット回線（以下「インターネット回線」という）を、自己の費用と責任において継続的に維持・管理し、常時正常に稼働可能な状態に維持するものとします。
2. お客さまが前項の義務を履行しないことにより、遠隔監視又は計測が行えない場合、本サービスの品質の低下又は料金算定に不具合が生じることがあります。この場合、お客さまに生じた不利益又は損害について、当社及び SCSE 社は一切の責任を負いません。
3. 顧客機器等又はインターネット回線の不具合、通信事業者の通信障害その他の事由により遠隔監視が不能となった場合であっても、お客さまは第 1 項に基づく維持義務を免れるものではなく、これにより生じた損害やデータの欠損について、当社及び SCSE 社は一切の責任を負いません。
4. お客さまは、顧客機器等又はインターネット回線の設定変更、移設、解約、プロバイダの変更その他本件設備の遠隔監視に影響を及ぼす可能性がある変更を行う場合には、事前に当社又は SCSE 社へ通知するものとします。なお、当社又は SCSE 社は必要に応じてお客さまへ協力を依頼することができるものとします。本契約の有効期間中において、お客さまによるインターネット回線の変更、顧客機器等の設定変更、故障、その他当社の責めに帰すべからざる事由により、本件設備を再度インターネットに接続するために当該設置場所での現地作業が必要となる場合、当社又は SCSE 社は当該現地作業を手配することができるものとし、これに伴う費用（必要部材費、出張費、作業員人件費等を含みますが、これらに限られません。）はお客さまの負担とします。
5. お客さまは、顧客機器等の故障又はインターネット回線の故障、異常若しくは通信切断を発見した場合には、直ちに当社又は SCSE 社に通知するものとします。当該通知の遅延がお客さまの責めに帰すべき事由によるものであり、その結果、当社又は SCSE 社に

損害が生じた場合（正確なデータが計測できず、料金精算その他の業務に支障が生じた場合を含みます。）、お客さまは、当社又は SCSE 社に生じた直接かつ通常の損害に限り、賠償責任を負うものとします。

第 4 章 設置工事

第 10 条（本件発電設備の設置等）

1. 当社の委託を受けた SCSE 社は、請負契約を設置担当者との間で締結することにより、設置担当者をして、本件発電設備を本件設置場所に設置させるものとします。
2. お客さまは、設置担当者に対して、第 1 項による設置を含む本件発電設備の設置、保守、運用、取替え等に際して必要な協力を行うものとします。
3. お客さまは、本件発電設備を設置するにあたって、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部品の交換や加工等が行われる場合があることにつき、予め異議なく承諾するものとします。

第 11 条（設置費用の負担）

当社の委託を受けた SCSE 社は、設置担当者との契約に従い、本件発電設備の設置に係る費用を負担します。

第 5 章 費用負担及び免責等

第 12 条（修理等措置）

1. 当社は、本サービス期間中、本件発電設備に故障又は不具合を認識した場合には、速やかに修理、交換、その他当社が適切と考える措置を行い（かかる措置を以下「修理等措置」といいます。）、本件発電設備を良好な状態に保つものとします。ただし、当該措置が予定より遅延等した場合であっても、それにより生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
2. お客さまは、当社に対して、修理等措置に際して必要な協力を行うものとします。
3. 修理等措置は当社又は SCSE 社より行うものとします。
4. 修理等措置に要する費用は、原則として当社が負担するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客さまは当社に対し、当該修理等措置に要した合理的な範囲の費用（出張費、調査費、部材費、人件費等を含みます。）を負担するものとします。
 - (1) お客さまの故意又は過失、あるいは取扱説明書等に反する利用に起因して本件発電設備に故障又は不具合が生じた場合
 - (2) お客さまが設置・所有し、かつお客さまの管理下にある HEMS 機器、宅内ルーター、モデム、宅内無線環境等の故障、不具合、設定変更、電源断、移設、改変又はこれらに起因する通信不能等（以下「顧客機器等起因事由」という）により、本件発電設備又は当社が設置した計測・監視機器に損害が生じた場合、又は当該事由により当社が本件発電設備を発電・遠隔監視可能な状態に復旧するために措置を講じる必要が生じた場合
 - (3) 落雷、台風、地震その他の天災地変、当社の責めに帰すべからざる外部要因により故障又は不具合が生じた場合
5. 当社は、前項に基づきお客さまに費用負担を求める場合、事前に当該復旧措置の内容及び概算費用をお客さまに通知し、お客さまの承諾を得るものとします。ただし、本件設備の安全確保、その他緊急かつやむを得ない事由がある場合、又は事前にお客さまの承

諾を得ることが困難である場合には、当社は当社の裁量により必要な復旧措置を実施することができるものとし、その場合は事後に速やかに実施内容及び費用をお客さまに通知するものとします。

6. 前項に基づきお客さまが負担することとなった費用について、当社はお客さまに請求書その他適切な方法により請求するものとし、お客さまは請求書記載の支払期限までに支払うものとします。なお、当社は、当該費用を本サービスの利用料金とあわせて請求することができるものとします。

第 13 条（不可抗力）

当社及びお客さまは、自ら合理的にコントロール可能な範囲外であり、かつ、合理的な努力により克服不可能な事由又は状況（以下「不可抗力事由」といいます。）の結果として、本契約上要求される履行に関して履行遅延又は履行不能となった場合には、当該履行遅延又は履行不能について責任を負わず、当該履行遅延又は履行不能を理由として本契約に違反することにはならないものとします。不可抗力事由には、地震、津波もしくは噴火又はこれらに起因する火災等の天災地変、戦争、内乱、輸送機関の停止、ストライキ、本件電力会社等の行為、本件電力会社等が管理する機器等の不具合もしくは故障等、法令の新設・改廃、政府の方針の変更等の不可抗力が含まれるものとします（ただし、これらに限られないものとします）。

第 14 条（免責）

1. 当社は、本契約の各条項において特に定める場合を除いては、本件発電設備のトラブル、本件電力の本件電力会社への供給の停止、休止又は中止によりお客さまが被った損害その他如何なる損害についても、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。このことをお客さまは十分に理解し、予め異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、本件発電設備による発電量を一切保証しないものとします。
3. 本契約に基づく当社の損害賠償責任は、当該お客さまに生じた損害のうち、直接かつ現実生じた通常損害に限り、特別損害、逸失利益を含まないものとします。

第 6 章 契約の解除等

第 15 条（当社が行う本契約の解除）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 17 号及び第 18 号を除き催告なく直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) お客さまが当社に提出した各種書面又は変更通知等に虚偽もしくは不正確な記載があったとき、又は重要な記載がなかったとき
 - (2) お客さま又は本件建物が、当社所定の条件を満たさなくなったとき
 - (3) お客さまが自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき
 - (4) お客さまが差押、仮差押、仮処分 of 申立もしくは滞納処分を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始の申立を受けたとき、又はこれらの申立を自らしたとき
 - (5) お客さまの信用状態が著しく悪化したと認められるとき
 - (6) 本件設置場所に対する本件発電設備の設置が建築基準法その他の法令上の制限に抵触するとき
 - (7) 本件建物又は本件発電設備が滅失したとき（建て替えを含む）
 - (8) お客さまが第 3 条第 4 項に定める条件を満たさなくなったとき
 - (9) お客さまが本契約（第 9 条の 2 に定める通信機器等の維持義務を含みます。）に違反し、是正の通知送付後 7 日以内にその違反が是正されないとき

- (10) お客さまが本件設置場所を当社に貸す権原を有していないことが判明し、又は権原を有しなくなったとき
 - (11) お客さまが死亡し又は制限行為能力者となったとき
 - (12) 本契約締結後、SCSE 社が本件建物を調査した結果、本件建物に本契約で定める本件発電設備を設置することができない又は設置が困難であることが判明したとき
 - (13) 本契約成立後、本件売電契約が締結されなかったとき
 - (14) 本件発電設備を設置した後、新たに建設された近隣建造物の影響又はその他の事情により本件発電設備による発電が妨げられる等不測の事態による発電量の著しい低下が生じたとき
 - (15) 法令又はガイドラインの変更、行政指導その他の制度変更又はその他の事情により、本契約の継続が困難であると当社が判断したとき
 - (16) 地震・津波・噴火もしくはそれらに起因する火災又はその他の第 13 条に定める不可抗力事由により、本件発電設備に故障又は不具合が生じたとき
 - (17) 本項各号に掲げる事項のほか、本契約の継続が、当社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあること等を理由として当社が本契約を継続しないことを決定したとき
 - (18) 本サービス又は本サービス以外の J:COM サービスの料金の支払いが 3 か月間なかったとき（当社が支払いを確認できない場合も含みます）
 - (19) 本契約締結後、当社が本サービスの提供を継続することが困難となったとき
- 2. お客さまは、前項第 17 号及び第 18 号を除く各号の事象が生じた場合又は生じるおそれが発生した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
 - 3. 当社による本条第 1 項に基づく解除は、お客さまに対する損害賠償請求権を行使することを妨げません。
 - 4. 当社は、本条第 1 項第 17 号及び第 18 号の事象が生じた場合又は生じるおそれが発生した場合には、お客さまに通知の上、SCSE 社に対して、契約上の地位を承継するものとします。なお、SCSE 社に承継後の太陽光発電設備の所有権は SCSE 社に帰属するものとします。

第 16 条（お客さまが行う本契約の解約）

- 1. お客さまは、本契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の 3 か月前までに書面によりその旨を当社に通知し、本契約を解約することができるものとします。
- 2. お客さまは、前項に基づき本契約期間満了前に本契約を解約した場合、SCSE 社に対し、次項の計算式によって求められる金額を、SCSE 社が定める支払い期限までに、契約解除料として支払うものとします。また、SCSE 社に契約解除料以上の損害が生じた場合には、これをお客さまに請求することを妨げるものではありません。
- 3. 以下に定める本件発電設備合計額及びパネル架台料金相当額の具体的金額は、『お申込内容確定通知書』に記載の通りとします。

【本契約の解除料】

(1) 本件発電設備に関する解除料

- 1 本契約締結日から着工日の確定連絡日までの期間における解約受付の場合
解除料＝請求なし
- 2 着工日の確定連絡の翌日から着工日の前日までの期間における解約受付の場合
解除料＝本件発電設備合計額
※着工日の確定連絡後は、太陽光発電設備の調達、工事手配その他本サービス提供に必要な準備を開始するため、これらに対応する費用相当額として本件発電設備合計額をご負担いただきます。

3 着工日から本サービス終了日の前日までの期間における解約受付の場合

$$\text{解除料} = \text{本契約時の本件発電設備合計額} - (\text{本契約時の本件発電設備合計額} \\ \times \frac{\text{経過月数}}{180} \text{月})$$

※ 経過月数は、本サービス開始月を 0 として計算し、ひと月に満たない日数は切り捨てます。

(2) 設備利用料金等に関する解除料

上記 (1) のほか、設備利用料金、安全対策費（以下、「設備利用料金等」といいます。）のお支払いのあるお客さまについては、設備利用料金等の残額を解除料として上記 (1) の解除料にあわせ、一括にてお支払いいただきます。

4. 契約解除料のお支払いをもって本件発電設備をお客さまに譲渡させるものとし、お客さまは、これを引き取るものとします。この場合、当社は、お客さまへの本件発電設備の所有権の移転に必要な手続きを速やかに行うものとします。
5. 別途の合意がない限り、契約解除料のお支払いをもって、第 3 項第 1 号 2 所定のパネル架台をお客さまへ譲渡させるものとします。

第 17 条（解除及び解約の効力）

理由の如何を問わず、本契約に定める解除及び解約は、当該解除又は解約の日から将来に向かって本契約を終了するものとし、弁済済みの本利用対価及び利用料金、余剰売電対価その他の事項には何らの影響も与えないものとします。

第 18 条（本件発電設備の譲渡等）

1. 当社は、理由の如何を問わず、本件発電設備が屋根等に設置された後、本サービス期間が満了した場合、当該終了時点をもって本件発電設備をお客さまに無償で譲渡させるものとし、お客さまは、これを引き取るものとします。この場合、当社は、お客さまへの本件発電設備の所有権の移転に必要な手続きを速やかに行うものとします。
2. 前項の譲渡は、本サービス終了時点での本件発電設備の現状有姿にて行うものとし、当社及び SCSE 社は、お客さまに対し、本件発電設備の経年による劣化、性能低下及び不具合等について一切責任を負わないものとします。
3. 当社及び SCSE 社は、本件発電設備を撤去する義務、及び本件建物を原状に復する義務を負わないものとします。お客さまは、本件発電設備を撤去する場合、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部分の交換や加工等による工事痕が原状に復旧されるわけではないこと、及び撤去費用はお客さまの負担であることを理解し、予め異議なく承諾するものとします。

第 19 条（禁止される行為等）

1. お客さまは、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本契約における契約上の地位、もしくは本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、又はこれに抵当権、質権、譲渡担保その他の担保権を設定し、又は本契約に基づく義務を第三者に引き受けさせること
 - (2) 当社の事前の書面による承諾なく、本件建物の全部もしくは一部を第三者に譲渡、賃貸その他の処分を行うこと、又は抵当権、質権、譲渡担保その他の担保権を設定すること
 - (3) 当社の事前の承諾なく、本件建物を 2 か月以上使用しない状態にすること

- (4) 本件発電設備設置後、本件建物の屋根等に本件発電設備への太陽光の照射を妨げる設備を設置すること
 - (5) 本件電力を第三者に譲渡又は供給すること
 - (6) 本件発電設備に対して、改造その他の変更を加えること
 - (7) 本件建物に系統から電力を供給する電力会社（以下、「系統電力会社」という。）との供給契約を廃止、あるいは当該電力会社から電力の供給を停止等されること
 - (8) 余剰売電の量を不当に減少させること
 - (9) 本契約期間中、本件発電設備の余剰発電分の売買に関し、第三者との間で、余剰売電に関する交渉及び契約締結を行うこと
 - (10) 当社の事前の承諾なく、本件建物に付随して利用する蓄電池を購入し又は本件建物に蓄電池を設置すること
 - (11) 当社が電力量を計測できなくなるような設備の設置など当社が本サービスを提供することが困難となる行為
2. お客さまが本条第1項で定める禁止事項に該当する行為を行っていると当社が判断した場合、当社は本契約を直ちに解除することができます。
 3. 当社は、当社の従業員及びステークホルダーに対するお客さまの要求が妥当性を欠くと判断した場合や、お客さまの要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、本契約を解除することができます。
 4. お客さまが第1項第7号の禁止行為を行い、お客さまと系統電力会社との契約が存在しなくなった場合、当社は、お客さまに対し、本契約の解除及び損害賠償請求に加え、当社による本件電力の供給及び販売を支障なく実現するために必要な措置（当社が当社名義にて本件建物に電力を供給している電力会社と受給契約を締結することを含みますが、これに限られません。）を講じることを請求することができ、お客さまはこれに誠実に従うものとします。
 5. 当社に生じた損害の賠償及び契約解除料の支払いは、SCSE 社に行っていただくものとします。

第20条（第三者への譲渡・賃貸）

1. お客さまは、当社の承諾を得て、本件建物の所有権を第三者に譲渡する場合であっても、当該第三者に本契約におけるお客さまの契約上の地位を承継しなければならないものとします。当該第三者が本契約におけるお客さまの契約上の地位の承継に同意しない場合、当社は、本契約を解除できるものとし、お客さまは、解除によって当社に生じた損害の賠償及び契約解除料を直ちに支払わなければならないものとします。
2. お客さまは、当社の承諾を得て、本件建物を第三者に賃貸する場合、当該第三者に対し本契約の存在及び内容を十分説明すると共に、当該第三者をして当社の本契約に基づく本件建物の利用に協力させなければならないものとします。当該第三者が当社の本契約に基づく本件建物の利用を妨害した場合、当社は、本契約を解除できるものとし、お客さまは、解除によって当社に生じた損害の賠償及び契約解除料を直ちに支払わなければならないものとします。
3. 解除によって当社に生じた損害の賠償及び契約解除料の支払いは、SCSE 社に行っていただくものとします。
4. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びにお客さまの登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客さまは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通

常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 21 条（暴力団排除に関する条項）

1. 当社及びお客さまは、互いに相手方に対し、約款締結時及び将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます）、親会社、子会社、又は関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結及び履行をするものではないこと。
2. 前項のほか、当社及びお客さまは、互いに相手方に対し、直接又は間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (2) 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - (3) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本又は資金の導入及び関係を構築する行為
 - (4) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - (5) 反社会的勢力が当社又はお客さまの経営に関与する行為

第 22 条（お客さまへの電力供給の停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客さまによる本件電力の利用のための電力供給（以下本条において「本件電力供給」といいます。）を停止することができるとします。
 - (1) 本件発電設備の保守上又は工事上必要なとき
 - (2) 本契約に規定する解除事由が発生したと当社が判断したとき
 - (3) 第 13 条に定める不可抗力事由その他当社の責めに帰すべからざる事由により本件電力供給が困難になったとき
 - (4) 法令又は行政機関からの命令、勧告等に基づいて本件電力供給を停止する必要があるとき
2. 当社は、前項の規定により本件電力供給を停止しようとするときは、あらかじめその旨をお客さまに通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、本件電力供給を停止した後、可及的速やかにお客さまに通知するものとします。なお、通知は SCSE 社より行うものとします。
3. 当社は、本条第 1 項及び第 2 項に基づく本件電力供給の停止によりお客さまが被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 7 章 売電及び環境価値

第 23 条（余剰売電）

当社は、本件電力のうち自家消費電力以外の電力を SCSE 社の裁量にて第三者に売電します。

第 24 条（環境価値）

本契約の有効期間中、本件発電設備から生じる環境価値については、太陽光発電設備の所有者の SCSE 社に帰属するものとします。なお、SCSE 社が J-クレジット制度を利用する場合、本条中、「本契約の有効期間中」とあるのを「J-クレジット制度の認証対象期間中」と読み替えるものとします。なお、J-クレジット制度の詳細については、<https://japancredit.go.jp/>にてご確認ください。

第8章 雑則

第25条（個人情報）

1. お客さまは、本契約締結に際し、当社のプライバシーポリシー（<https://marketing.jcom.co.jp/privacy/>）に同意するものとし、当社は、本契約に関連して、お客さまから受領したお客さま及びお客さまの家族等に関する個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律その他適用となる法令を遵守するものとし、個人情報の適正な取扱いを確保するものとします。
2. 当社は、お客さまから受領したお客さま及びお客さまの家族等に関する個人情報を、太陽光発電システム・蓄電システムの設置、本サービスの提供に関する利用のため、本サービスの利用契約の申込み、変更又は解約のため、供給（受電）地点に関する情報の確認のため、及び託送供給等契約にもとづく一般送配電事業者の業務遂行のため、SCSE 社、小売電気事業者及び一般送配電事業者との間で、共同で利用することがあります。
3. お客さまは、当社の以下に定める個人情報の取り扱いについてあらかじめ同意し、必要な手続きに協力するものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために必要なお客さまの本件電力使用量等のデータを取得するため、お客さまの個人情報を、SCSE 社及び本件電力会社等に対し提供すること
 - (2) 本サービスを提供するために必要なお客さまの毎月の本件電力使用量等に関する情報及びその他当社が定める情報について、本件電力会社から提供を受けること

第25条の2（共同利用）

1. 当社で管理する個人情報を特定の第三者と共同して利用し、又は、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、共同利用の相手方及び第三者に対し、個人情報の適正な利用を実施するための監督を行います。
2. 当社は、サービスの提供に関する販売代理店、調達・建設業者、金融機関（銀行、共同組織金融機関、その他政策金融機関、保険会社、リース会社、証券会社等を含む）、太陽光発電システム・蓄電システムのモニタリング・制御システム会社その他の業務委託先（委託先から再委託が行われる場合における再委託先を含む。）、SCSE 社、小売電気事業者、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者、経済産業省、JPEA 太陽光発電協会、環境省及び公益財団法人東京都環境公社（以下、本条において「共同利用する者」といいます。）との間で、お客さまの個人情報を共同で利用し、又は個人情報の取り扱いを委託する場合があります。
3. 当社は、共同利用する者との間で、以下の各号の目的でお客さまの個人情報を共同利用し、又は個人情報の取り扱いを委託いたします。
 - (1) 当社サービスの提供
 - (2) 当社サービスの勧誘・営業活動の実施
 - (3) 申込受付、承諾可否判断、契約の締結・履行
 - (4) 設備の設置、アフターサービス、保守・保全
 - (5) 事業計画認定申請

- (6) 補助金交付事業に関する業務
 - (7) 託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
 - (8) 小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次のため
 - (9) 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
 - (10) 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
 - (11) ネガワット取引に関する業務遂行のため
 - (12) その他これらに付随する業務
4. 当社は、共同利用する者との間で、以下の各号の情報を共同利用し、又はその取り扱いを委託いたします。
- (1) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、小売供給等契約の契約番号（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
 - (2) ご自宅の図面等、設備の設置、故障、保守履歴等
 - (3) 託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
 - (4) 発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
5. 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者及び住所、代表者の氏名は以下の通りといたします。

・責任を有する者：

JCOM マーケティング株式会社 個人情報保護管理者

住所：東京都千代田区丸の内1丁目8番1号

代表者の氏名：代表取締役社長 櫻井 俊一

第25条の3（通信ログ等の取得及び利用）

1. 当社及びSCSE社は、本サービスの提供、維持、改善、障害の予防、検知、原因調査及び復旧対応のために必要な範囲で、HEMS機器、宅内通信機器その他本サービスの提供に関連する機器から、通信ログ、稼働情報、計測データその他これらに付随する情報（以下「通信ログ等」といいます。）を取得し、保管し、利用することができるものとします。
2. 当社及びSCSE社は、前項に定める通信ログ等を、次の各号に掲げる目的のために利用するものとします。
- (1) 本サービスの提供及び運営
 - (2) 本件発電設備その他本サービスに関連する設備の監視、保守、障害対応及び復旧対応
 - (3) 自家消費電力量その他本サービスに関する料金算定、請求及びこれらに付随する業務
 - (4) 本サービスの品質改善、機能向上及び不具合の分析
 - (5) 当社が提供する各種サービスに関する勧誘及び営業活動
 - (6) 前各号に付随又は関連する業務の遂行

3. 当社及び SCSE 社は、法令に基づく場合又はお客さまの同意を得た場合、又は次の各号に定める場合を除き、通信ログ等を第三者に提供しないものとします。
 - (1) 本サービスの提供、運用、保守、料金算定等の業務に必要な範囲で、業務委託先（SCSE 社等を含みます。）に対し通信ログ等の取扱いを委託又は開示する場合
 - (2) 通信ログ等を、個人を特定できない統計情報又は匿名加工情報に加工した上で、第三者に提供又は公開する場合
4. 通信ログ等のうち個人情報に該当する情報の取扱いについては、第 25 条及び第 25 条の 2 の定めに従うものとします。

第 26 条（守秘義務）

お客さまは、本契約の締結及び履行の過程で知り得た一切の公開されていない情報を第三者に漏洩してはならないこととします。

第 27 条（委託等）

当社は、本契約上の自己の業務の全部又は一部を SCSE 社に委託等することによって行わせることができるものとします。

第 28 条（存続条項）

事由の如何を問わず本契約が終了した場合でも、第 5 条（料金・支払方法）、第 6 条（自家消費電力量の計測）、第 12 条（修理等措置）第 1 項ただし書き、第 13 条（不可抗力）、第 14 条（免責）、第 15 条（当社が行う本契約の解除）第 3 項、第 16 条（お客さまが行う本契約の解約）第 2 項、第 17 条（解除及び解約の効力）、第 18 条（本件発電設備の譲渡等）、第 20 条（第三者への譲渡・賃貸）第 1 項後段、同第 2 項後段、第 21 条（暴力団排除に関する条項）、第 22 条（お客さまへの電力供給の停止）第 3 項、第 24 条（環境価値）、第 25 条（個人情報）、第 25 条の 2（共同利用）、第 26 条（守秘義務）、本条、第 29 条（通知）、第 30 条（届出事項の変更）、第 31 条（問い合わせ・事故処理）、第 32 条（合意管轄）、第 33 条（分離可能性）、第 35 条（補則）その他契約終了後も存続することが合理的である規定については、本契約終了後もなお有効に存続するものとします。

第 29 条（通知）

1. 当社は、本契約に関する通知を原則としてお客さまの届け出たメールアドレスに送信する方法その他電磁的な方法（メール及び当社アプリケーションの Push 機能等）により行います。
2. 前項による通知は、当社が、通知を送信した時点でお客さまが受領したものとし、連絡先の変更その他当社の帰責事由によらない不着について、当社は責任を負わないものとします。

第 30 条（届出事項の変更）

1. お客さまは、氏名、住所、電話番号、本件建物の所有の状況その他当社に届け出た事項に変更が生じた場合には、その変更の内容を直ちに書面により当社に通知（以下「変更通知」といいます。）するものとします。
2. 変更通知がないために、当社からお客さまへの通知もしくは送付書類、入金等が延着し、又は到着しなかった場合その他お客さまに損害が発生した場合でも、当社は当該損害に関して、一切の責を負わないものとします。
3. 変更通知があった時は、当社は、お客さまに対して、その変更の内容を証明する書類その他の資料の提示及び／又は写しの提出を求めることができるものとし、お客さまはそ

の求めに応じて直ちに当該書類その他の資料を当社に対して提示及び／又は写しの提出をしなければならないものとします。

第 31 条（問い合わせ・事故処理）

1. お客様は、本契約に関する問い合わせは、当社又は SCSE 社に対して行うものとします。
2. お客様は、お客様の故意又は過失により、第三者から本契約に起因し、苦情、相談、クレームを受け、又は紛議・紛争が生じた場合には、お客様の費用と責任によりこれらに対処し、その解決にあたるものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第 32 条（合意管轄）

本契約に関連して当事者間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条（分離可能性）

本契約の何らかの条項（又は条項の一部）が裁判所もしくは行政機関などにより無効、強制不能もしくは違法と判定された場合でも、本契約の残余の規定の効力はそれによって影響されません。

第 34 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の履行に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方で協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

第 35 条（補則）

本契約上、税込みの記載があるものについては、契約締結時点の消費税等の記載であり、法令の改正などにより税率に変更があった場合には、当該変更後の税率が適用されるものとします。

以上

別紙 1 用語の定義

本契約で用いる用語の定義は以下のとおりとします。

用語	定義
本サービス	当社の設置した発電設備から発電した電力をお客さまに対して供給する事業
本件建物	当社が発電設備を設置し、本サービスを利用する建物
本件発電設備	本サービスの提供にあたって必要となる太陽光パネルなどの設備一式
HEMS 機器	住宅内の電力使用状況、発電状況又は設備稼働状況を取得、表示、制御又は通信するための機器
顧客機器等	HEMS 機器、分電盤に接続する機器、宅内ルーター、モデム、宅内無線環境その他本件設備の遠隔監視、計測又は通信に必要なお客さま所有又は管理の機器及び通信環境
インターネット回線	本件設備の遠隔監視、計測又は診断に必要な常時接続型の電気通信回線
通信ログ等	HEMS 機器、宅内通信機器その他本サービスの提供に関連する機器から取得される通信ログ、稼働情報、計測データその他これらに付随する情報
本件電力	本件発電設備により発電した電気
本件設置場所	本件建物の屋根部分
再エネ特措法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百八号)
本件売電契約	再エネ特措法第 2 条第 5 項に定める特定契約
本件電力会社	当社との間で本件売電契約その他必要な契約を締結する電力会社
本件電力会社等	本件電力会社又は本件建物に電力を供給している電力会社から委託を受けて、本件売電契約に基づく受給電力量の検針もしくは保安業務を実施する者の総称
着工日	本件発電設備の工事を開始した日
連系日	本件売電契約に基づき本件電力の本件電力会社に対する供給及び販売が開始された日
余剰電力	本件電力のうちお客さまが自家消費した部分（蓄電池等に蓄電した場合を含む）を差し引いたもの
J:COM サービス	J:COMTV サービス、J:COMNET サービス、J:COMPHONE プラスサービス、J:COMMOBILE サービス、J:COM でんきサービス、その他 J:COM が提供するサービス
小売電気事業者	電気事業法により、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者
一般送配電事業者	東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、東北電力ネットワーク、北陸電力送配電

	株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社
需要抑制契約者	一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）
小売供給等契約の廃止取次	お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うこと

別紙 2 お客さまが複数人の場合の特則

1. 本件建物が共有その他当社の定める事由に該当する場合（契約締結後に共有となった場合、共有者に変更が生じた場合を含みます）には、本契約は、本件建物の共有者全員を契約当事者として締結していただきます。
2. 前項の場合、本契約には、以下の特則が適用されるものとします。
 - (1) 共有者の一部の者が本契約を締結していない場合、他の共有者は、当該共有者に対し、本契約を締結することその他当社が本契約上の権利を行使し、義務を履行するために必要な措置を取らなければならないものとします。
 - (2) 本契約に関するお客さまの債務は、共有者との間で、連帯債務とします。
 - (3) 本契約に関する当社からお客さまに対する通知は、共有者のうち一人に到達したときに、その全員に効力を生じるものとします。
 - (4) 本件建物に対するお客さまの所有権が区分所有権であるときは、お客さま及び当社は、本契約第 20 条第 1 項、第 2 項その他文脈上読み替えが合理的と判断される条項に定める「本件建物」との文言を「本件建物又はお客さまが区分所有する専有部分」に読み替えるものとします。
 - (5) 当社は、共有者の一人が本契約に違反した場合、ほかの共有者に対しても本契約を解除し、共有者全員に対し、契約解除料及び損害賠償請求をすることができるものとします。
 - (6) 共有者が死亡等により本契約上の地位を離脱する場合、他の共有者は、当該離脱者の本契約上の地位を承継しなければならないものとします。当該離脱者の本契約上の地位をお客さまが承継できない場合、お客さまは、当該離脱者から本件建物を承継した第三者に対し、本契約上の地位を承継させなければならないものとします。

別紙 3（第 5 条関係）料金の支払方法

1. お客さまは料金について、ひと月の利用料金とこれに対する消費税及び地方消費税を加えた金額を、クレジットカードの場合は翌月 10 日まで、口座からの自動振替の場合は翌月 27 日まで（当該期日が土曜日、日曜日あるいは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。その後の改正を含む。）に規定する休日その他の休日に該当する場合は、後営業日）に支払っていただきます。
2. お客さまは、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の申込者の口座からの自動振替による方法又はクレジットカードによる決済手段を用いる方法により、支払っていただきます。

- 3 クレジットカードによる場合、当社が有するお客さまに対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、お客さまは同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
- 4 第2項及び第3項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客さまは、当社が指定する金融機関等の口座に振り込む方法により支払っていただくこと、又は当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
- 5 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。

別紙4 クレジットカード支払いに関する特約

- 1 お客さまは、お客さまが支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、お客さまが指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。なお、請求はSCSE社が行います。
- 2 お客さまは、お客さまから申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、SCSE社が、お客さまが届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、お客さまが届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様にお客さまは、支払います。
- 3 お客さまは、当社に届出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なくSCSE社にその旨を連絡します。
- 4 お客さまは、お客さまが指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、お客さまの指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、SCSE社又はお客さまの指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てません。

料金表 I 利用料金等

(1) サービス利用料金

① 新築物件に発電設備を設置する場合

パネル容量	サービス利用料金
3kW から 3.99kW まで	31 円
4kW から 4.99kW まで	29 円
5kW から 5.99kW まで	28 円
6kW 以上	27 円

② 既築物件に発電設備を設置する場合

パネル容量	サービス利用料金
3kW から 3.99kW まで	31 円
4kW から 4.99kW まで	29 円
5kW から 5.99kW まで	28 円
6kW 以上	27 円

(2) 既築物件における安全対策費

安全対策費	1,100 円/月額
-------	------------

(3) 設備利用料

サービス利用料金のほかに設備利用料金等が発生する場合があります。料金は「お申込内容確定通知書」に記載のとおりとします。

附則

（実施期日）

本約款は、2026 年 9 月 11 日から施行します。